

## 「サブウェイ・パフォーマー2026（令和8年度）」募集要項

交通局では、地下鉄駅を若手芸術者の発表の場とすることにより、駅の賑わい創出と、音楽芸術家やダンサー、大道芸人の更なる活躍に資する「サブウェイ・パフォーマー事業」を実施しています。

この度、令和8年度における出演者を以下のとおり募集します。

### 1 募集期間

令和8年1月26日（月）～令和8年2月9日（月）

### 2 募集内容

交通局が指定する地下鉄駅構内において、駅の賑わい創出を目的とした音楽、ダンス、大道芸、落語など幅広いジャンルのパフォーマンスを無償で披露していただける個人又はグループを募集します。

なお、活動には交通局が実施する審査（書類審査及び実演審査）に合格することが条件となります。

### 3 応募資格

以下、全ての条件に該当する方が対象です。ただし、同一人が同時に複数の申請を行う、又は別に申請を行うグループの一員となることはできません。

- (1) 住所地や勤務地・通学先又は活動拠点が京都市内であること
- (2) 音楽、ダンス、大道芸、落語などのパフォーマンスを行っていること
  - ただし、次のパフォーマンスは禁止します。
    - ・電源（コンセント）を必要とする機材を使用すること
    - ・駅構内アナウンスの支障となる大音量を発する機材を使用すること
    - ・大きな音で周囲に響く、振動を与える楽器（打楽器等）を使用すること
    - ・火気、刃物等の危険物を使用すること
    - ・動物（犬、猿、鳥類等）を使用すること
    - ・公序良俗に反する内容、暴力的・差別的・わいせつな表現、政治的・宗教的主張を含むパフォーマンス
    - ・その他、交通局が駅を利用するお客様の御迷惑となるおそれがあると判断するもの
  - (3) 個人又は少人数（最大6名程度）のグループであること
  - (4) サブウェイ・パフォーマー2025の登録パフォーマーは、応募申込時点で今年度の活動実績が1回以上あること
    - （ただし、2027（令和9）年度募集からは、登録パフォーマーの継続応募については、応募申込時点で活動実績が3回以上とする予定ですので、御留意ください。）
  - (5) 16歳未満（中学生以下）のメンバーがいる場合は、18歳以上の代表者がいること
  - (6) 京都市暴力団排除条例第2条4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないもの

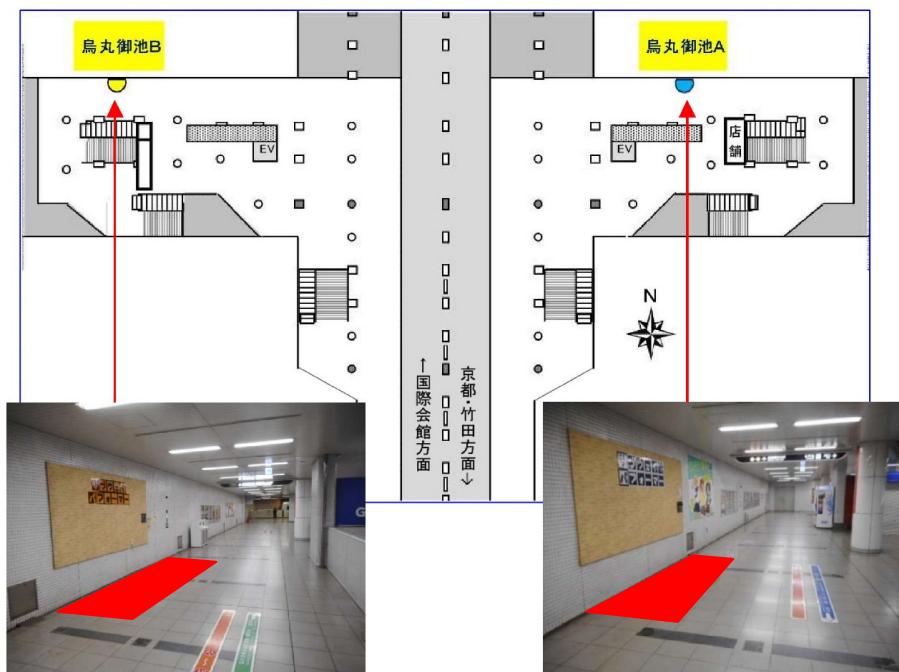
#### 4 活動場所

4か所（面積は各所約 6 m<sup>2</sup>）

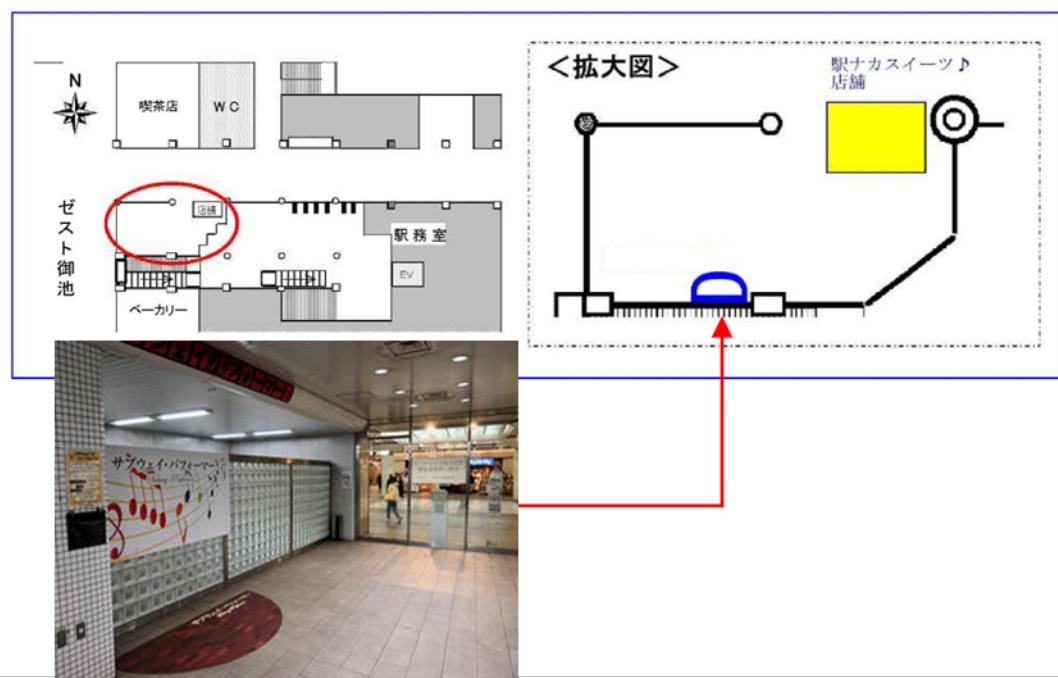
- ・烏丸御池駅A・B 改札内通路（烏丸線と東西線の乗換口）
- ・京都市役所前駅 改札外付近（改札口横広場）
- ・醍醐駅 旧定期券発売所付近

※活動期間中に活動場所が変更になる場合があります。

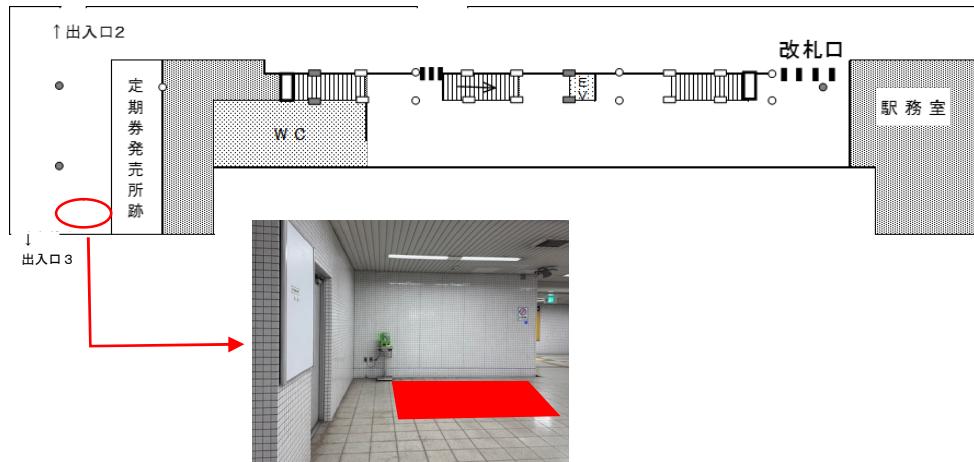
【烏丸御池駅】



【京都市役所前駅】



## 【醍醐駅】



### 5 活動期間

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

### 6 活動時間

午前10時から午後8時まで

（活動場所1か所当たり、1日最大1時間（準備及び後片付けを含む）まで）

活動予約については、活動者のみが共用できる専用のホームページを利用し利用希望月の前月1日から先着順で予約していただきます。

### 7 出演料

出演料は無償ですが、登録料（2,000円）が必要です。登録料は合格通知送付時にお伝えする指定の口座へ振込みをお願いします。

※ 振込手数料は応募者で御負担ください。

※ お支払いいただいた登録料はいかなる理由があっても返金いたしません。

### 8 活動条件

- (1) 交通局が実施する審査（書類審査及び実演審査）に合格することが必要です。
- (2) 活動者には、審査合格後、活動許可証（駅構内入場許可証を兼ねるもの）をお渡します。活動のための駅構内移動時は必ず携帯し、パフォーマンス時には指定箇所に掲出をしてください。
- (3) 活動箇所はコンコース内（改札口付近の通路上）にあるため、次の条件を遵守してください。
  - ① 次のパフォーマンスは禁止します。
    - ・電源（コンセント）を必要とする機材を使用すること
    - ・駅構内アナウンスの支障となる大音量を発する機材を使用すること
    - ・大きな音で周囲に響く、振動を与える楽器（打楽器等）を使用すること
    - ・火気、刃物等の危険物を使用すること
    - ・動物（犬、猿、鳥類等）を使用すること
    - ・公序良俗に反する内容、暴力的・差別的・わいせつな表現、政治的・宗教的主張を含むパフォーマンス

- ・その他、実際の活動のなかで、交通局が駅を利用するお客様の御迷惑となるおそれがあると判断するもの
- ② 駅構内であることから、駅利用者の通行を最優先し、支障がないように注意してください。交通局が支障があると判断した場合、パフォーマンスを中止又は休止し、活動許可を取り消すことがあります。
- ③ 活動中、観客が通路をふさがれた場合、通路を空けるように活動者自身で観客の整理や声をかけてください。なお、観客が多く見込まれる場合、整理要員を確保いただかなければ、活動自体を中止してください。
- ④ 駅係員が演奏中止を求めた場合、ただちに演奏を中止し、駅係員の指示に従ってください。交通局が実施する他のイベント等の開催、駅構内の清掃及び設備点検・工事等により、パフォーマンスを中止又は休止することがあります。
- (4) 活動に使用する楽器、備品類の準備及び搬送等は、活動者自身の責任で行っていただきます。
- なお、大きなピアノ等、交通局が活動箇所への設置は困難と判断する場合は使用できません。
- (5) 活動に当たり、審査に合格した方以外の方と共に演することは禁止です。
- (6) グループについて、活動の際は必ず申請いただいた代表者は参加するようにしてください。
- (7) 活動日時の予約を行った際は、必ず実施してください。やむを得ず中止する場合、予約を取り消してください。
- (8) 投げ銭については、交通局は責任を負わず、トラブル等についても対応しません。
- (9) 観客から観覧料を徴収すること、自身のグッズ等の物品販売は禁止します。
- (10) 無断で他人の曲を使用し金銭を收受することは著作権法違反となります。活動に係る著作権等に関する責任は交通局では一切負いません。活動者自身の責任で、あらかじめ必要な手続きを行ってください。
- (11) ゴミは駅で処理をすることができないため、活動者が責任をもって持ち帰ってください。
- (12) 交通局及び京都市が企画、実施するイベントへの出演のお願い、また交通局へ提出した応募資料等を企画の責任者へ提供する場合があります。
- (13) 事業周知のため、活動者自身がSNS等で積極的に活動の情報発信に努めてください。

## 9 応募書類の提出

- (1) 応募受付期間 令和8年1月26日（月）から令和8年2月9日（月）まで（必着）  
午前9時～正午、午後1時～午後5時（土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く）  
※ 郵送による提出は令和8年2月9日（月）必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送  
※ 郵送の場合、書留、レターパック等の追跡が可能な記録が残る方法に限ります。  
※ 持参の場合、事前に御連絡のうえお越しください。（代理の方による提出でも構いません）

- (3) 受付場所 京都市交通局 企画総務部営業推進課 担当：金子、池澤  
(〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12 サンサ右京5階)  
電話 075-863-5068
- (4) 提出書類 別紙「応募提出書類一覧」のとおり

応募申請書様式は、交通局のホームページからでもダウンロードできます。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kotsu/page/0000349123.html>

- (5) 留意事項
- ・応募書類について記載不備や虚偽があった場合は失格とします。
  - ・提出いただいた書類については返却しません。
  - ・本募集に関して応募者が要した一切の費用は応募者の負担とします。
  - ・電話や電子メールで連絡する場合がありますので、申込書には連絡がつく連絡先と電子メールのアドレスを必ず記載してください。当局からの電子メールは「[ekinaka@city.kyoto.lg.jp](mailto:ekinaka@city.kyoto.lg.jp)」で送信します。迷惑メール対策等を設定されている場合は、「[ekinaka@city.kyoto.lg.jp](mailto:ekinaka@city.kyoto.lg.jp)」の電子メールが受信できるよう設定をお願いします。

## 10 活動者の決定

### (1) 審査について

以下の観点で評価を行います。

- ア 魅力：人を惹きつける魅力や表現力、パフォーマンスの技量
- イ 調和：駅空間及び地下鉄を御利用のお客様との調和
- ウ 安全性：パフォーマンスの安全性、公共施設にふさわしいパフォーマンス
- エ マナー：音量、駅構内の使用方法、立ち振る舞いや周囲への配慮
- オ 積極性：活動への積極性、SNS等での情報発信の積極性

### (2) 実演審査

実演審査については、全ての応募者を対象に以下の日程で実施します。ただし、応募状況によっては、事前に提出いただいた動画による予備審査を行う場合があります。その場合は、予備審査を通過された方のみ実演審査を行います。

- ・審査日：令和8年3月5日（木）

※ 動画による予備審査を行う場合、応募者全員に予備審査結果を電子メールで通知します。その際、予備審査通過者には、実演審査の日時等の詳細をあわせてお知らせします。

- ・場所：京都市交通局 3階大会議室1

・合否結果：実演審査終了後、3月中旬頃に合否結果を応募者全員（予備審査を実施する場合は、予備審査通過者）に郵送で通知します。

## 11 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当するときは、活動許可を取り消すことがあります。
- ・申請内容に虚偽があったとき
  - ・8(3)①で禁止するパフォーマンスを行ったとき
  - ・パフォーマンスについて、法令に違反し、又は公序良俗に反して社会的非難を受ける行為があると認められるとき

- ・駅構内又は付属物を破損するおそれがあると認めるとき
  - ・活動スケジュールの内容を実施する見込みがないと認められるとき
  - ・地下鉄及び店舗の営業に支障をきたすと認められるとき
  - ・その他、交通局が活動許可の取消しが必要と認めるとき
- (2) 地下鉄及び店舗の営業へ支障をきたしたり、駅構内への入場に関すること及び利用条件に違反するなど、当方に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を賠償していただきます。
- (3) 審査結果についての意義申立ては一切受け付けませんので、御了承のうえ、御応募ください。